

(事業の目的)

第1条 医療法人啓仁会が開設する所沢ロイヤル病院【通所リハビリテーション】(以下「事業所」という。)では、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という。)を実施するにあたり、適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「従事者」という。)が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーション等にあつては要支援状態)にある者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

医療法人 啓仁会 所沢ロイヤル病院【通所リハビリテーション】

(2) 所在地

埼玉県所沢市北野3丁目1番地11

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

医師1名(常勤医師・病院長と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従事者

医師 1名以上(常勤兼務)

管理栄養士 1名以上(常勤勤務)

理学療法士 10名以上(常勤・非常勤兼務)

作業療法士 10名以上(常勤兼務)

言語聴覚士 5名以上(常勤兼務)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画に基づき指定通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 16名 (一日2単位実施)
※午前最大16名 / 午後最大16名
※一日最大利用者数32名

(事業の内容)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 身体機能訓練
- (4) 日常生活動作の指導・訓練
- (5) 介助方法の指導及び訓練
- (6) 浴室やトイレ、玄関等の家屋改造の相談・助言
- (7) 福祉用具導入に関する助言
- (8) 家庭で行う自主トレーニングのメニュー作成・指導
- (9) 口腔機能向上のための訓練・指導
- (10) 言語訓練・指導
- (11) 栄養状態の評価・改善に向けた助言

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 おむつ代については、実費を徴収する。

3 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、所沢市 小手指地域、山口地域、吾妻地域、三ヶ島地域、狭山ヶ丘地域、上新井地域、西所沢地域、新所沢地域、入間市藤沢の一部とする。

(衛生管理)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービスに当たっての留意事項)

第11条 利用者は、従事者の指示に従ってサービスの提供を受ける。

2 利用者は次の点に留意する。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 事業所や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、主治医等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行うものとする。

(守秘義務)

第14条 従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するために就業規則の内容に明記するものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に関し、市町村等からの文書等に応じるとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年1回以上

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人啓仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

令和 3年 11月1日改定。